

議案第86号

令和5年度

五所川原市下水道事業会計補正予算書

令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度五所川原市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度五所川原市下水道事業会計予算中第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部雨水幹線吐口ゲート設備改築工事	令和6年度から 令和6年度まで	69,000千円

令和5年9月1日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

補正予算に関する説明書

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の
2の規定に基づく予算に関する説明書

1 債務負担行為に関する調書

1 債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債
西部雨水幹線吐口 ゲート設備改築工事	69,000			令和6年度から 令和6年度まで	69,000	69,000